

制度	確定給付	厚生基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

厚生年金基金及び確定給付企業年金における 住所管理の制度化等に関する厚生労働省案の提示について

～主に厚生年金基金、確定給付企業年金のお客様向けのご案内です。

- 12月28日に厚生労働省より、事務連絡「被保険者原簿と加入員原簿の突き合せ等に係る当面の進め方について」が発出され、「厚生年金基金の記録突合に関する実施要領案」、「住所届出の制度化及び住所管理案」、「社保庁からの住所情報の提供に係る実施要領案」の提示が1月に示される予定となっていました。
- 先般、上記3項目のうち「住所届出の制度化及び住所管理案」及び「社保庁からの住所情報の提供に係る実施要領案」として、厚生労働省より、以下の「案」の提示がありましたのでご連絡いたします。
(厚生年金基金の記録突合に関する実施要領案は、今回は示されておりませんが、別途、提示されるものと考えられます。)

【厚生年金基金関係】

1. 厚生年金基金における住所管理等に関する今後のスケジュール(案)
2. 社会保険庁からの住所情報の提供について(案)
3. 資料(加入者等の届出と住所の管理について(案)、住所関係省令・通知改正新旧(案)、住所情報等の提供に係る事務処理要領案)

【確定給付企業年金関係】

1. 確定給付企業年金における住所管理等に関する今後のスケジュール案
2. 資料(加入者等の届出と住所の管理について(案)、住所関係省令・通知改正新旧(案))

- 今回明らかになった上記資料の概要を別紙に取り纏めておりますのでご参考までご確認ください。
- なお、上記資料は現段階では「案」であることに十分ご注意ください。

【厚生年金基金関係】

(1) 実施事項の概要とそのスケジュール

- 4月** 加入員・待期者の住所管理の制度化
- ・資格取得時および喪失時の届出項目に「住所」を追加
 - ・住所変更届の義務化(加入員 設立事業所 基金)
 - ・6月末までに、4月1日現在の加入員の氏名、生年月日、住所の届出(設立事業所 基金)
 - ・社会保険庁からの住所情報等の提供(4～9月)
 - ・各基金から、60歳以上の住所不明者に関し、企業年金連合会を經由し照会すると、社会保険庁(社会保険業務センター)から住所等情報が提供される。(不一致の場合は事由等)
 - ・住所等の情報を受領した基金は、本人に対し、裁定請求等の勧奨を実施する。
- 7月** 加入員原簿に住所項目を記載
設立事業所より届出を受けた住所情報を加入員原簿に記載(7月～)
- 10月** 社会保険庁からの住所情報等の提供(10月～)
- ・年2回(4月及び10月)、各厚生年金基金から住所不明対象者(加入員、待期者、受給者)を、連合会を經由し照会すると、社会保険庁(社会保険業務センター)から住所等情報が提供される。(不一致の場合は事由等)
 - ・住所等の情報を受領した基金は、本人に対し、裁定請求等の勧奨を実施する。

これらは、現段階では全て「案」であり、修正可能性があることにご留意ください。

4月および7月の住所管理の制度化実施は、10月から開始される社会保険庁から厚生年金基金に対する待期者や新規裁定者の住所情報提供の前提として、住所管理の徹底を図る趣旨であると考えられます。

(2) 社会保険庁からの情報提供に係る手続きについて

社会保険庁から各厚生年金基金への情報提供については、「“行政機関の保有する個人情報保護に関する法律”第8条第2項第4号に該当」し、“社会保険庁保有個人情報保護管理規程第37条第1項第5号”(社会保険庁長官が特に必要と認めて承認した場合)により実施されるものであるために、各厚生年金基金は、社会保険庁との間で一定の手続きが必要となる。

手続きは、社会保険庁への「情報提供依頼文書」の提出と「覚書」の締結となる模様。

「情報提供依頼文書」及び「覚書」の書式、提出期限等は未定。

これらは、現段階では全て「案」であり、修正可能性があることにご留意ください。

【確定給付企業年金関係】

～ 基金型と規約型で一部取扱が異なりますのでご注意ください。～

(1) **基金型** 実施事項の概要とそのスケジュール

- 4月** 加入者・待期者・受給権者の住所管理等の制度化
- ・資格取得時および喪失時の届出項目に「住所」を追加
 - ・氏名変更、住所変更届の義務化(事業主 基金)
 - ・6月末までに、4月1日現在の加入者の氏名、生年月日、住所の届出(事業主 基金)
- 7月** 加入者原簿に住所項目を記載
事業主より届出を受けた住所情報を加入者原簿に記載(7月～)

(2) **規約型** 実施事項の概要とそのスケジュール

- 4月** 待期者・受給権者の住所管理等の制度化
- ・氏名変更、住所変更届の義務化(待期者、受給権者 事業主)
 - ・加入者の氏名・住所の現況把握
- 7月** 加入者原簿に住所項目を記載

基金型と規約型では、加入者の住所情報等の届出等の取扱いに差異があります。

厚生年金基金、確定給付企業年金に関わらず、上記に係る取扱いは現段階では「案」となっております。

厚生労働省令、通知の確定版は、3月に示される予定です。

以上